

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 富士見台宿舎給水設備改修工事
- 2 工 事 場 所 静岡県静岡市駿河区富士見台 1 - 2 - 4
- 3 工 期 契約日締結の翌日 から
令和 8 年 3 月 25 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 請負代金額の 10 分の 1 以上
- 6 調 停 人
- 7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
静岡県建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは (○印)、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
○又は× を選択	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
○又は× を選択	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の 提供	第 4 条第 1 項第 2 号
○又は× を選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は 保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
○又は× を選択	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
○又は× を選択	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
○	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
○又は× を選択	前金払	第 35 条第 1 項
×	中間前金払	第 35 条第 5 項
×	部分払 回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

10 解体工事に要する費用等 (該当なし)

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 静岡県静岡市葵区駿府町 1 - 1 2 0
分任支出負担行為担当官
(氏名) 静岡森林管理署長 高柳 威晴 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。